

名古屋市乳児等通園支援事業実施要綱

第1章 総則

(通則)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 保育所 法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。）
- 2 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する施設
- 3 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する幼稚園

(利用対象者)

第4条 利用日時点において、本市に住所を有し、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもとする。認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満の子どもは対象とするが、企業主導型保育事業に通っている0歳6か月から満3歳未満の子どもは対象外とする。

(利用可能時間)

第5条 事業の利用時間は、乳児等通園支援事業を利用する子ども（以下「利用子ども」）一人当たり一月10時間を上限とし、30分単位での利用とする。ただし、1回あたりの利用は1時間を下限とする。

(乳児等通園支援事業者)

第6条 乳児等通園支援事業を実施する者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、市長の認可を受けた次の各号に掲げる施設において事業を実施すること。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 幼稚園

(実施方式)

第7条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「国基準」という。）第20条に定める一般型乳児等

通園支援事業（以下「一般型事業」という。）により実施することとし、本事業の定員を設定の上、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式とする。また、一般型事業を実施する場所は本事業に係る認可を受けるものとする。

（設備・運営に関する基準）

第8条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の実施にあたっては、国基準、名古屋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「市認可条例」という。）及び名古屋市乳児等通園支援事業の認可の基準等に関する要綱（以下「市認可要綱」という。）に定める基準を遵守すること。

（定員）

第9条 原則として、6人以内の定員を設定することとする。ただし、第12条に定める利用可能枠の範囲内であれば6人を超えることも可能とする。

（開所日）

第10条 事業を実施する施設における開所日は月曜日から土曜日のうち毎週3日以上とする。ただし、日曜、祝日、12月29日から1月3日及び長期休業日等、乳児等通園支援事業者の定める休日を除く。

（開所時間）

第11条 乳児等通園支援事業者は、第6条の施設における開所時間の間で1日あたり3時間以上開所するものとする。

（利用可能枠）

第12条 乳児等通園支援事業者は、第9条の定員、第10条の開所日及び前条の開所時間を乗ずることで利用可能枠を算出し、令和7年度は事業開始月から令和8年3月末までの期間で2,160時間を上限として設定すること。なお、令和7年度中は、当初に設定した定員、開所日及び開所時間の変更は特段の事情がない限り行わないものとする。

（利用方式）

第13条 利用方式については、「定期利用」（利用する施設、曜日、時間帯を固定し、定期的に利用する方式）と「柔軟利用」（利用する施設、曜日、時間を固定せず、柔軟に利用する方式）との併用により実施すること。

第2章 利用者

（利用認定）

第14条 事業の利用を希望する保護者は、乳児等通園支援事業利用認定申請書（第〇号様式）を市長あて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を利用認定するときは、当該保護者に対し、乳児等通園支援事業利用認定通知書（第〇号様式）により、その旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を利用認定しないときは、乳児等通園支援事業利用認定非該当通知書（第〇号様式）により、その旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。

4 市長は、保護者が虚偽の申告により第2項の乳児等通園支援事業利用認定通知書

を受け、事業を利用したときは、保護者に対して別表2で定める補助金交付相当額を請求することができる。

(利用認定の変更)

第15条 利用認定を受けた保護者は、その内容を変更しようとするときは、乳児等通園支援事業利用認定変更申請書（第〇号様式）を市長あて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を利用認定するときは、当該保護者に対し、乳児等通園支援事業利用認定通知書（第〇号様式）により当該保護者にその旨通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を利用認定しないときは、乳児等通園支援事業利用認定非該当通知書（第〇号様式）により、その旨及び理由を当該保護者に通知するものとする。

(職権による利用認定の変更)

第16条 市長は、利用認定内容の変更を確認した場合は、職権により当初の利用認定を変更することができる。この場合、乳児等通園支援事業利用認定通知書（第〇号様式）により当該保護者にその旨通知するものとする。

(利用認定の取消の届出)

第17条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援事業利用認定取消届（第〇号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他、やむを得ない事情により利用が困難となったとき。

(職権による利用認定の取消)

第18条 市長は、利用認定を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用認定を取消することができる。

- (1) 第4条の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽その他不正な手段により利用決定を受けたとき。
 - (3) その他の理由により、利用認定を取消することが適当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用認定を取り消したときは、乳児等通園支援事業利用認定取消通知書（第〇号様式）により、当該保護者に通知するものとする。

第3章 乳児等通園支援事業者

(利用子どもの受け入れ)

第19条 乳児等通園支援事業者は、定員の範囲内において利用の申込みがあった場合には、利用子どもを受け入れなければならない。ただし、職員配置及び乳児等通園支援事業者の体制等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市長に報告しなければならない。

2 親子通園は、慣れるまで時間がかかる子どもへの対応として、利用の初期に実施することを可能とする。ただし、子どもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意することとする。

3 乳児等通園支援事業者は、対象となる子どもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見ても

らう機会を設けることとする。

- 4 「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」を踏まえ、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録すること。
- 5 乳児等通園支援事業者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市に速やかに報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携を図ることとする。
- 6 給食等の提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など適切な実施に留意すること。また、利用子どもが弁当を持参する場合においては、食中毒対策等の適切な衛生管理に留意すること。

(利用料等)

第20条 乳児等通園支援事業者は、利用に応じて保護者から別表1に掲げる利用料を徴収するものとする。

- 2 市長は、別表1に掲げる減免の適用が認められた対象者の利用があった場合、対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者に払うことができる。また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。
- 3 乳児等通園支援事業者は、給食費、おやつ代の実費相当額を徴収しようとする際はあらかじめ当該実費費用を定め周知し、保護者同意のうえ、徴収するものとする。
- 4 乳児等通園支援事業者は、利用予定者から利用予定日の前開所日の開所時間内までに利用のキャンセルの連絡がなかった場合、あらかじめ保護者同意のうえ、保護者から利用があった場合に支払うべき第1項に定める利用料及び前項における実費費用の和を上限として徴収することができる。あわせて、利用があったものとして市長に対し第19条第1項に定める補助金を請求することができる。この場合、対象とした利用時間については、利用したものとみなし利用子どもの利用可能時間から減算するものとする。

(補助金の交付申請)

第21条 乳児等通園支援事業者は、別表2に規定する補助金の交付を受けようとするときは、乳児等通園支援事業補助金交付申請書（第7号様式）により、事業開始前に補助金の交付申請を行うものとする。

- 2 乳児等通園支援事業者は、交付申請に変更がある場合には、乳児等通園支援事業補助金変更交付申請書（第〇号様式）により行うものとする。
- 3 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する事項、同項第4号のうち補助金の算出基礎及び同条第2項第1号から第4号までに規定する事項については省略することができる。

(交付決定)

第22条 市長は、補助金の交付を決定したときは、乳児等通園支援事業補助金交付決定通知書（第〇号様式）により速やかに決定の内容を乳児等通園支援事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第23条 規則第8条第1項の規定に基づく申請の取下げは、前条第1項の規定による通知を受領した日から15日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければ

ならない。ただし、補助金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことができない。

(実績報告)

第24条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の事業年度終了後5日以内に乳児等通園支援事業補助金実績報告書（第〇号様式）により関係書類を添えて市長あて報告を行うものとする。

(交付)

第25条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて実地調査を行い、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(取消及び返還)

第26条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかとなったとき。

(2) 交付の決定の条件に違反したとき。

(個人情報の保護)

第25条 乳児等通園支援事業者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業終了後も同様とする。

2 事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らさないこと。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

(記録)

第26条 乳児等通園支援事業者は、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の利用状況、利用子どもの家庭状況、居住地、利用要件、利用頻度等事業の遂行に関して必要な事項についての記録を整備しておかなければならない。

2 市長は、必要に応じて乳児等通園支援事業者に対して前項の記録の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第27条 乳児等通園支援事業者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。

第4章 その他

(指導監督)

第28条 市長は、乳児等通園支援事業者からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る指導その他必要な措置を行うものとする。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和7年 月 日から施行する。

別表1 利用料

区分	料金 (子ども1人1時間あたり)
一般	300円
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	60円
市民税所得割額77,101円未満の世帯	90円
要保護児童対策地域協議会登録児童のいる世帯等のうち、利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯	150円

※ 30分単位で利用する場合、1時間あたりの料金の1/2を乗じて算出すること。

※ 利用料減免の対象者について

対象者は、本事業による支援を受けたこどもの保護者であって、次のアからエのいずれかに該当する者とする。なお、当該減免の申請がなされ、適用が認められた時点から対象とする。

ア 本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が7万7,101円未満である場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（アからウに掲げる場合を除く。）

別表2 補助金

区分		補助金額 (子ども1人1時間あたり)
基本分	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
加算分	障害児	400円
	要支援家庭の子ども	400円
	医療的ケア児	2,400円
利用料減免に係る補助基準額	生活保護世帯	300円
	市町村民税非課税世帯	240円
	市民税所得割額77,101円未満の世帯	210円
	要保護児童対策地域協議会登録児童のいる世帯等のうち、利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯	150円

※ 30分単位で利用する場合、1時間あたりの料金に1/2を乗じて算出すること。

※ 障害の事実については、身体障害者手帳、愛護手帳、医師による診断書等障害の事実が把握可能な書類をもって確認すること。

※ 加算分について、複数の加算に該当する場合、いずれか1つのみ適用すること。

※ 利用者都合により利用日当日にキャンセルしたり連絡なくキャンセルしたりした場合、利用があったとみなし補助の対象とする